

プロテスト委員会からの選手と監督・コーチへのメッセージ (このメッセージはいずれの規則も変更していません)

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者自身が自ら規則を守り、他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。規則に違反し、免罪にあたらぬ場合には、抗議されたかに関わらず、速やかに適切なペナルティー（リタイアの場合も有ります）を履行するか行動をとってください。

- ・リタイアする場合、指示 15.3 に従ってください。
- ・レース後ペナルティーを履行する場合はプロテスト委員会または調停員に申し出てください。

- ・裁量ペナルティーの対象規則に違反した場合、プロテスト委員会に報告してください。

規則 2 (公正な帆走) の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が抗議することもあります。そのような違反としては、例えば：

- (a) 意図的に規則違反する。
- (b) 規則違反したことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- (c) 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇（競技者）を威嚇する。
- (d) チームレース行為

審問で嘘の証言をすることや、真実を証言しない、故意に規則違反をしようとする行為などは、不正行為とみなされ、規則 69 に基づく重いペナルティーが課されることがあります。

2. 安全

危険な状態にある艇または乗員を見つけたら、速やかに救助に向かってください（規則 1）。

これによるロスは、救済要求をすることにより、救済が考慮されません（規則 62.1）。

危険な状態にある競技者は、救助を求めてください。

3. 推進方法 - 規則 42 と付則 P

プロテスト委員会艇に乗艇しているジャッジは、艇が規則 42 に違反したと確信すれば付則 P に基づくペナルティーを課します。

- ・1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません（規則 44.2、P2.1）

- ・今大会中 2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません（規則 P2.2、P2.3）。課されたペナルティーがリタイアの場合でも、その後、延期、ゼネラル・リコールまたは中止され、再レースまたは再スタートとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます（規則 P3）。

- ・ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュした後になることがあります。それが 1 回目のペナルティーの場合には、艇は、2 回転ペナルティーを行った後に、艇体の一部がコース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切る必要があります（定義フィニッシュ、規則 44.2）。

付則 P に基づくペナルティーを課せられた場合には、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解できなかった場合には、陸上で説明を受けることもできます。

4. 審問のオブザーバー

審問の各当事者から 1 名ずつ当事者以外の人（オブザーバー）が審問を傍聴することができます。希望される方は審問が始まる前にプロテスト委員会にお申し出ください。その際に「審問での

オブザーバー注意事項」に同意する事が求められます。また、プロテスト委員会が適切でないと判断した場合は傍聴を認めない場合があります。

オブザーバーは録音・録画・筆記ができませんので、携帯電話、タブレット端末、その他電子機器および筆記具をあらかじめ預けるなどの準備をお願いします

5. 当事者が審問に現れない場合

当日の抗議締切時刻後15分以内に審問開始予定時刻を掲示します(指示13.3)。当事者は開始予定時刻には西棟ロビーで待機しててください。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、抗議や救済要求の判決を行います(規則63.3(b))。このような場合、審問の再開を要求したとしても、その当事者が出席するために可能な最大限の努力をしたとプロテスト委員会が認めない限り、再開はできません。

6. OCS、UFD または BFD と記録されたことに対する救済要求

OCS、UFD または BFD と記録されたことに関して救済要求する場合には、自艇が正しくスタートしていたという「主張」を証明する「証拠」を提示する必要があります。例えば、OCS、UFD または BFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時(あるいはその1分前から)のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

7. 審問での映像または画像等の証拠の提示

映像または画像を証拠として提示する場合、再生・表示に必要な機器の手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者・証人または関係者が行ってください。

上記に記す「関係者」は、操作以外の行動および発言はできません。

8. 審問の再開および上告の権利の否認

審問の当事者は、判決を通告された後に審問の再開を求めることができます(規則66)。

審問の当事者が審問の再開を要求した場合、以下の2つの場合に限り、審問を再開します(規則M4)。

- ・判決を変えるかもしれない重要な新しい証拠がある
- ・プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた

「新しい証拠」とは規則M4.2に基づき判断します。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

本大会では、審問のパネルが付則JAに則って構成された場合、上告ができません。

9. 調停 - 付則T

抗議書が提出され、プロテスト委員会が調停に適していると判断した場合、抗議締切時刻前であっても、調停ミーティングが行われることがあります。抗議内容が調停に適さない場合や、調停ミーティングで解決しないときは、通常通り審問が行われます。

10. プロテスト委員会への問い合わせ

選手や監督・コーチの方々は、プロテスト委員会の手続きなどについて、問い合わせすることができます。問い合わせはプロテスト委員会までお申し出ください。回答は、全選手への公平性のため、公式掲示板に掲示します。

2021年3月
プロテスト委員長 南原健一